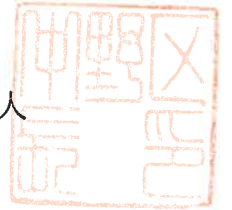


中野区都市計画審議会
会長 大沢 昌玄 様

中野区長 酒井 直人



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項、同法第19条第1項及び同法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画防災街区整備方針の変更（東京都決定）
〔理由〕
東京都知事から令和4年2月1日付3都市整防第503号により意見照会があったため、回答する必要がある。
- 2 東京都市計画地区計画弥生町三丁目地区地区計画の変更（中野区決定）
〔理由〕
地区の防災性向上と居住環境の改善を図るため、地区計画を変更する。
- 3 東京都市計画地区計画囲町地区地区計画の変更（中野区決定）
〔理由〕
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、広域中心拠点にふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、地区計画を変更する。
- 4 東京都市計画高度地区の変更（中野区決定）
〔理由〕
囲町地区地区計画の変更及び囲町西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。
- 5 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（中野区決定）
〔理由〕
囲町地区地区計画の変更及び囲町西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴

い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

6 東京都市計画高度利用地区囲町西地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

囲町西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

7 東京都市計画第一種市街地再開発事業囲町西地区第一種市街地再開発事業の決定（中野区決定）

〔理由〕

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地としてふさわしい安全で快適な魅力のある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

8 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）

〔理由〕

東京都知事から令和4年1月25日付3都市政土第1083号により意見照会があったため、回答する必要がある。

以上